

令和3年1月27日

お客様各位

いわき信用組合

未利用口座管理手数料の新設について

当組合は、令和3年4月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、長期間利用されていない未利用口座を対象とする「未利用口座管理手数料」（以下、「本手数料」といいます。）を新設させていただきますのでお知らせいたします。

本手数料は、未利用口座の利用促進、および不正利用を防止するため、また口座管理にかかる最低限のコストをご負担いただくものです。

今後もより一層サービスの維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【未利用口座管理手数料の適用対象について】

- 以下の①～⑦を全て満たす普通預金口座（無利息型普通預金口座、総合口座を含む）を対象といたします。

①	令和3年4月1日以降に開設された口座
②	最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金へのお利息入金および本手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない口座
③	該当口座残高が1万円未満
④	他のお預かり金融資産（定期預金、定期積金、投資信託、国債、当組合出資金等）取引がないこと
⑤	お借入れがないこと
⑥	相続預金口座でないこと
⑦	後見制度支援預金口座でないこと

（注）紛失などでご利用を停止されている口座も対象となります。

【未利用口座管理手数料のご案内について】

- 本手数料の対象となった場合、お届けの住所に事前に通知書を送付させていただきます（通知書が延着、または到着しなかった時でも通常到達したものとみなします）。
- ご通知後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（消費税別）の本手数料を対象口座から引落しさせていただきます。

【口座の自動解約について】

- 残高不足などによって本手数料の引落しが不能になった場合、残高を本手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- ご負担いただいた本手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合わせください。

以上